

第12章 その他環境省令で定める事項

12.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解

12.1.1 配慮書についての関係県知事の意見及び事業者の見解

(1) 配慮書についての関係県知事の意見

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、富山県知事に対し、配慮書についての環境の保全の見地からの意見を求めた。それに対する富山県知事の意見（令和3年11月29日）は、次に示すとおりである。

環 政 第 721号
令和3年11月29日

北陸電力株式会社
代表取締役 松田 光司 様

富山県知事 新 田 八 朗



（仮称）あさひ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全
の見地からの意見について

令和3年9月29日付けで送付のあった標記計画段階環境配慮書について、環境影響評価法第3条の7に基づく主務省令（※）第14条第3項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

※発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）

(別紙)

1 全般的事項について

(1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置・構造又は位置・規模（以下「配置等」という。）など事業計画の検討においては、影響を受けるおそれのある環境要素について、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。その結果を総合的に評価し、反映するとともに、その検討経緯及び内容について、環境影響評価方法書に具体的に記載すること。

(2) 事業実施想定区域は、その全域が朝日県立自然公園の区域内にあるほか、その周囲には、城山鳥獣保護区や国指定天然記念物及び特定植物群落に指定されている宮崎鹿島樹叢が存在するなど自然的環境が豊かな区域である。このことを十分に認識したうえで、慎重に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 環境影響評価の実施に当たっては、最新のデータの収集や先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、得られた知見を事業計画や今後の調査、予測及び評価に反映すること。

(5) 今後の手続きに当たっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めること。

また、インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点から意見を求められるよう、閲覧者の使用機器やソフトウェアなどのコンピュータ環境の違いによる利便性の著しい差異が生じないようにするなど、図書へのアクセスのしやすさが確保されるよう努めること。

2 個別事項について

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周囲には住居が存在することから、それらに対する騒音及び風車の影による影響が懸念される。また、超低周波音を含む騒音等については、不安の声がある。

このため、風力発電機の配置、機種を選定に当たっては、騒音及び風車の影の影響を回避又は極力低減できるよう十分配慮すること。

また、風力発電機による騒音の影響の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月 環境省）を踏まえ、適切に実施すること。

さらに、騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき適切な対応に努めること。

（２）地形及び地質

事業実施想定区域には、「富山県自然環境指針」において保全を要する地形である「親不知断層」及び「黒菱山断層」が存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、こうした優れた地形を損なうことがないよう、専門家の助言を得つつ、十分配慮すること。

（３）動物、植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周囲では、絶滅危惧種となっているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類やクビワコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。

また、渡りを行うノスリや希少猛禽類のハチクマの移動が確認されているほか、その他貴重な動植物が生息・生育する地域である。

事業の実施により、風力発電機への衝突、移動経路の阻害、土地改変や環境変化による生息地の消失等、動植物や生態系への影響が懸念される。

このため、動物や植物、生態系の現地調査の実施に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版 環境省）や「富山県イヌワシ保護指針」（平成12年3月 富山県）、最新の知見を踏まえ、専門家の助言を得て適切な調査手法を選択し、調査範囲及び期間を十分確保するとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減すること。

（４）景観

事業実施想定区域は、朝日県立自然公園の区域内であり、同公園計画に位置付けられている道路の一部は利用者の展望の用に供されている。また、周囲には宮崎・境海岸各施設、城山集団施設地区、烏帽子山園地等の展望地となり得る場所が存在し、県内外から多くの利用者が訪れる場所となっている。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの場所の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月 環境省）を参照し、客観的な予測及び評価を行うことにより、眺望が阻害されないよう配慮すること。

また、計画段階環境配慮書において圧迫感を伴う景観影響が予測されている城山公園やヒスイテラス等について、十分配慮するほか、朝日町等の居住地の多くから視認され、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられることから、関係自治体や地域住民及び眺望点の利用者等から広く情報を収集しその意見の把握に努めること。さらに、主要な眺望点や居住地等からの３Ｄモデルを用いた景観予測画像を作成するなど、景観への影響について地域住民等への十分な説明に努めること。

(５) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減すること。

事業実施想定区域に存在する「中部北陸自然歩道」及びその周囲の改変による影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測及び評価を行い、風力発電設備等の配置等の検討を行うこと。

(６) 工事の実施に伴う環境影響

土地改変、工事用資材の搬出入、建設機械の稼働に伴う土砂及び濁水の流出、騒音・振動の発生等により動植物の生息・生育環境や水環境等への影響が懸念される。

このため、工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避又は極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

特に、事業実施想定区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、風力発電設備等の配置等に当たっては、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行うこと。

(2) 富山県知事の意見に対する事業者の見解

配慮書についての富山県知事の意見に対する事業者の見解は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 (1) 配慮書についての県知事意見と事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項について (1)対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置・構造又は位置・規模（以下「配置等」という。）など事業計画の検討においては、影響を受けるおそれのある環境要素について、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。その結果を総合的に評価し、反映するとともに、その検討経緯及び内容について、環境影響評価方法書に具体的に記載すること。	対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備の配置・構造又は位置・規模など事業計画の検討においては、影響を受けるおそれのある環境要素について、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に実施いたします。その結果を総合的に評価し、反映するとともに、その検討経緯及び内容について、今後の環境影響評価方法書以降の図書に具体的に記載するよう努めます。
(2)事業実施想定区域は、その全域が朝日県立自然公園の区域内にあるほか、その周囲には、城山鳥獣保護区や国指定天然記念物及び特定植物群落に指定されている宮崎鹿島樹叢が存在するなど自然的環境が豊かな区域である。このことを十分に認識したうえで、慎重に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	事業実施想定区域全域が朝日県立自然公園の区域内にあり、また、その周囲も自然的環境が豊かな区域であることを十分に認識し、環境影響に係る調査、予測及び評価を実施いたします。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行います。
(3)環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。
(4)環境影響評価の実施に当たっては、最新のデータの収集や先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、得られた知見を事業計画や今後の調査、予測及び評価に反映すること。	環境影響評価の実施に当たっては、最新のデータの収集や先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、得られた知見を事業計画や今後の調査、予測及び評価に反映いたします。

表 12.1-1 (2) 配慮書についての県知事意見と事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
(5)今後の手続きに当たっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めること。 また、インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点から意見を求められるよう、閲覧者の使用機器やソフトウェアなどのコンピュータ環境の違いによる利便性の著しい差異が生じないようにするなど、図書へのアクセスのしやすさが確保されるよう努めること。	事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めます。また、インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、図書へのアクセスのしやすさを確保できるよう努めます。
2 個別事項について (1)騒音及び風車の影 事業実施想定区域の周囲には住居が存在することから、それらに対する騒音及び風車の影による影響が懸念される。また、超低周波音を含む騒音等については、不安の声がある。 このため、風力発電機の配置、機種を選定に当たっては、騒音及び風車の影の影響を回避又は極力低減できるよう十分配慮すること。 また、風力発電機による騒音の影響の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月 環境省)を踏まえ、適切に実施すること。 さらに、騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき適切な対応に努めること。	風力発電機の配置、機種を選定に当たっては、騒音等の影響を回避又は極力低減できるよう十分配慮いたします。また、風力発電機による騒音の影響の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月 環境省)に基づき、超低周波音を含め適切に実施いたします。騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき、適切な対応に努めます。
(2)地形及び地質 事業実施想定区域には、「富山県自然環境指針」において保全を要する地形である「親不知断層」及び「黒菱山断層」が存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、こうした優れた地形を損なうことがないよう、専門家の助言を得つつ、十分配慮すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、優れた地形を損なうことがないよう、専門家の助言を得つつ、十分配慮いたします。また、現地調査等により重要な地形及び地質の分布、状態及び特性を把握し、必要に応じて改変面積を最小化する等の環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-1 (3) 配慮書についての県知事意見と事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
(3)動物、植物及び生態系 事業実施想定区域及びその周囲では、絶滅危惧種となっているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類やクビワコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。 また、渡りを行うノスリや希少猛禽類のハチクマの移動が確認されているほか、その他貴重な動植物が生息・生育する地域である。 事業の実施により、風力発電機への衝突、移動経路の阻害、土地改変や環境変化による生息地の消失等、動植物や生態系への影響が懸念される。 このため、動物や植物、生態系の現地調査の実施に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月 修正版 環境省）や「富山県イヌワシ保護指針」（平成 12 年 3 月 富山県）、最新の知見を踏まえ、専門家の助言を得て適切な調査手法を選定し、調査範囲及び期間を十分確保するとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減すること。	動物や植物、生態系の現地調査の実施に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版 環境省）や「富山県イヌワシ保護指針」（平成 12 年 3 月 富山県）及び最新の知見を踏まえ、専門家の助言を得て適切な調査手法を選択し、調査範囲及び期間を十分確保するとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減いたします。

表 12.1-1 (4) 配慮書についての県知事意見と事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
(4)景観 事業実施想定区域は、朝日県立自然公園の区域内であり、同公園計画に位置付けられている道路の一部は利用者の展望の用に供されている。また、周囲には宮崎・境海岸各施設、城山集団施設地区、烏帽子山園地等の展望地となり得る場所が存在し、県内外から多くの利用者が訪れる場所となっている。 このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの場所の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）を参照し、客観的な予測及び評価を行うことにより、眺望が阻害されないよう配慮すること。 また、計画段階環境配慮書において圧迫感を伴う景観影響が予測されている城山公園やヒスイテラス等について、十分配慮するほか、朝日町等の居住地の多くから視認され、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられることから、関係自治体や地域住民及び眺望点の利用者等から広く情報を収集しその意見の把握に努めること。さらに、主要な眺望点や居住地等からの 3D モデルを用いた景観予測画像を作成するなど、景観への影響について地域住民等への十分な説明に努めること。	本事業は国立・国定公園内に風力発電機を設置しないことから、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）の適用対象外と理解しておりますが、同ガイドラインに示された予測の手法や環境保全措置を参考に検討いたします。城山公園やヒスイテラス等の主要な眺望点及び住民が日常的に眺める景観につきましては、関係自治体や地域住民及び眺望点の利用者等から広く情報を収集しその意見の把握に努めるとともに、主要な眺望点や居住地等からのフォトモンタージュ法、3D モデル等を用いた景観予測画像を作成し、景観への影響について地域住民等への十分な説明に努めます。
(5)人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減すること。 事業実施想定区域に存在する「中部北陸自然歩道」及びその周囲の改変による影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測及び評価を行い、風力発電設備等の配置等の検討を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場については、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等によりその利用特性を適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減するよう努めます。「中部北陸自然歩道」については、現地調査を行うとともに十分な予測及び評価を行い、風力発電設備の配置等の事業計画へ反映いたします。

表 12.1-1 (5) 配慮書についての県知事意見と事業者の見解

県知事の意見	事業者の見解
(6)工事の実施に伴う環境影響 土地改変、工所用資材の搬出入、建設機械の稼働に伴う土砂及び濁水の流出、騒音・振動の発生等により動植物の生息・生育環境や水環境等への影響が懸念される。 このため、工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避又は極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。 特に、事業実施想定区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。 このため、風力発電設備等の配置等に当たっては、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行うこと。	工事の実施等に伴う環境影響については、影響を回避又は極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。風力発電設備等の配置等に当たっては、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制する等の十分な検討を実施いたします。

12.1.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

(1) 配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、配慮書についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、配慮書を公告の日から起算して約1ヶ月間縦覧に供した。

1) 公告の日

令和3年9月30日(木)

2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

令和3年9月30日(木)付の下記の新聞紙(朝刊)に「お知らせ」を掲載した。

- ・読売新聞
- ・北日本新聞
- ・富山新聞

② インターネット

令和3年9月30日(木)から当社ホームページに情報を掲載した。

3) 縦覧期間

令和3年9月30日(木)から令和3年11月1日(月)まで
(土・日・祝日、施設の休館日は除く)

4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎での閲覧

関係自治体の庁舎3箇所において9:00～17:00まで閲覧を行った。

- ・富山県庁 環境政策課
- ・朝日町役場 企画財政課
- ・入善町役場 企画財政課

② 当社施設での閲覧

- ・北陸電力株式会社 新川支店

③ インターネットの利用による縦覧

当社のホームページに配慮書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

5) 閲覧者数(意見箱への投函者数)

総数 10名

- | | |
|----------------|----|
| ・富山県庁 環境政策課 | 3名 |
| ・朝日町役場 企画財政課 | 6名 |
| ・入善町役場 企画財政課 | 0名 |
| ・北陸電力株式会社 新川支店 | 1名 |

(2) 配慮書についての住民説明会の開催

配慮書の縦覧中に、住民への説明会を1会場で実施した。

1) 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時：令和3年10月17日（日）

開催場所：カルチャーセンターみやざき

来場者数：65名

(3) 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

1) 意見書の提出期間

令和3年9月30日(木)から令和3年11月1日(月)まで

(郵送の場合は当日消印有効)

2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・当社への来訪

3) 意見書の提出方法

意見書の提出は16通であった。（意見箱への投函は10通、郵送は4通、当社への来訪による提出2通であり、このうち意見が記載されている意見書は12通）

4) 意見の概要及び事業者の見解

配慮書についての一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表 12.1-2 に示すとおりである。

表 12.1-2(1) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	人家（笹川地区）に近いエリアもあるので、騒音・風・低周波等が心配である。 風力発電機（最高 180m 6～7 基（予定）：北電の説明会）のイメージ図等あれば分かりやすいと思った。（イラスト、鳥瞰図等）	今後の手続きにおいて、騒音・低周波音について調査、予測及び評価を実施いたします。 主要な眺望点からの眺望イメージにつきましては、フォトモンタージュ法等による予測及び評価を実施いたします。
2	広範囲に森林の伐採が行われることから、そこに生息する動物や植物への影響が心配される。絶滅するものがないか、十分な調査をしてもらいたい。 渡り鳥の通過路になっており、ブレードとの衝突、通過路の変化など考えられる。また、イヌワシの生息にも影響が出るのではないかとと思われる。まだ文献による調査なので、実地調査をしっかりとやってもらいたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、現地に生息する動植物等について調査、予測及び評価を実施いたします。
3	人間社会と動植物社会の共生を基本にご検討ください。最終的には人間社会が生き残ることが優先です。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、現地に生息する動植物等について調査、予測及び評価を実施いたします。
4	サシバ・ノスリの渡りのルートになっている。 風力発電の予定地が鳥のワタリのルートに入っている。（サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他） ※意見書の図は省略	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、渡り鳥等について調査、予測及び評価を実施いたします。
5	予定地が渡り鳥のルートになっていますのでよく調べていただきます様に。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、渡り鳥等について調査、予測及び評価を実施いたします。

表 12.1-2(2) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
6	風力発電施設（以下、風車という）の建設を計画している事業実施想定区域（以下、計画地という）は、環境省のレッドリストで絶滅危惧ⅠＢ類に、また、富山県の絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブックとやま 2012」で絶滅危惧Ⅰ類に指定されているイヌワシとクマタカの生息地と重なっている。国内では、尾根や稜線を利用するイヌワシとクマタカがバードストライクに遭った事例が確認されており（武田 2013、浦 2015）、計画地に風車を建設した場合には、同様のバードストライクが生じる可能性が高いと考える。そこで、全国的に生息数が激減しているイヌワシおよび計画地周辺で生息が確認されているクマタカの行動圏と計画地とが重ならないように貴社は配慮すべきであり、重なる範囲には風車を建てるべきではない。そのため、行動圏や高度利用域の推定などを含む生息状況の確認について、質、量とも十分な調査を実施することを求める。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
7	計画地は、「レッドデータブックとやま 2012」で絶滅危惧Ⅰ類に指定されているサシバや絶滅危惧Ⅱ類に指定されているハチクマなど、県内で最も重要な猛禽類の渡りルートになっている。そのため、風車の建設によってバードストライクが生じ、また、障壁影響により渡りルートの変更、および生息地の放棄といった影響が発生することが懸念される。これらの希少猛禽類の渡りに対する影響を回避、低減するという観点から、貴社はこれら鳥類の渡りルート上には風車の建設をすべきではない。この他に「レッドデータブックとやま 2012」では森林性の鳥類として、オオタカ、ブッポウソウ、アオバズクが挙げられている。これらの鳥類についても貴社は生息状況の把握を行い、生息が確認した場合、それらの生息地に風車を建設しないように配慮すべきである。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、サシバやハチクマ等の希少猛禽類の渡りや森林性の鳥類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(3) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
8	計画地は、新潟県と富山県の県境に位置し、南側は標高 3,000m 級の北アルプスへと続いている。ハクチョウ類やガン類、カモ類などの渡り鳥は、飛翔の際になるべくエネルギーを消費しないために標高の低いところを飛ぶことが知られているが、計画地の低山帯は、これら鳥類の飛行ルートと計画地が重なることが想定される。風車の建設および稼働による障壁影響やバードストライクの発生が生じることが考えられることから、貴社はこれらの鳥類の渡りルート上には風車を建設すべきではない。そのために、これらの鳥類の渡りルート上に計画地の土地改変と風車の稼働による影響と渡り鳥の飛行ルートを関連付けて調査する必要がある、その点に留意した調査計画を立てることを求める。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、ハクチョウ類、ガン類及びカモ類等の渡り鳥について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
9	貴社は重要種以外の一般鳥類についても現地調査し、渡りの状況等も把握していただきたい。当会が計画地で猛禽類の渡り調査を行った際、ノビタキやアトリ、イスカなどの小鳥類の移動ルートになっていることも確認していることから、渡りの時期である春と秋に適切かつ十分な量の調査をすることで、風車の建設や稼働が小鳥類の渡りに影響を及ぼさないよう影響の回避、または低減策を計画の初期段階から検討することを求める。 これ以外にも、計画地近くの山地ではライチョウの生息が確認されていることが特筆すべき点としてあげられる。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、小鳥類の渡り時期に調査を行い、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
10	以上、計画地およびその周辺において、いわゆる発電所アセスメントのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価よりも、専門家とも協議した上で、更に詳しい調査の実施を求める。 貴社においても、風車の建設にあたり、鳥類の生息環境を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、影響の少ない場所を再検討するなどの対応をとることを強く求めるものである。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(4) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
11	・ コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、もっとも影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。 1. 配慮書段階でコウモリ類の専門家にヒアリングをおこなったことは評価される。 2. 配慮書段階で施設の稼働によるコウモリ類の影響を予測したことは評価される。 3. 今後も事業者および委託事業者の独断による影響評価を進めることなく、各段階の事前または事後にコウモリ類の環境影響評価に詳しい専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の飛翔状況を把握するための確実な調査手法を検討し、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置、事後調査を行う必要がある。	いただいたご意見については要約せずに全文を記載いたします。 今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
12	（仮称）あさひ風力発電事業の計画地は、イヌワシ 1 つがいの行動圏内にあり、その計画地はイヌワシ当該ペアの重要な狩場のひとつとなっております。また、当該ペアの営巣地は、釜石広域ウィンドファームで衝突事故が起きたものよりはるかに近い距離にあります。このことから、本事業が稼働することにより、当該ペアがバードストライクに遭う危険性は高いと考えます。また、風車への衝突が避けられたとしても、狩場の減少により、イヌワシ当該ペアの繁殖に影響を与える可能性は極めて高く、長期に及ぶこの影響はつがいの消滅を招く危険性すらあります。これらのことから、イヌワシへの影響を回避するため、本事業の中止を含めた立地の再検討を切にお願いします。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、計画地におけるイヌワシの生息状況を把握するための調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(5) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
13	事業および事業計画は、各分野において地元で最も詳しく地域を把握している人間の助言を得ながら進めるべきであり、当地域および対象種の状況を詳細に把握していない人間にヒアリングしながら進める事には大きな違和感を覚えます。また、現地における猛禽類調査をした結果について、配慮書への掲載が一切ないこと、ヒアリング対象者よりイヌワシ専門家の推薦を受けたにも関わらず実施しないことにも疑問を持ちます。これは、事実を知ることから目を背け、最適な立地を探し出すという重要項目を軽視した行動であり、「環境にやさしい」といったイメージを持つ再生可能エネルギーとはかけ離れたものです。再生可能エネルギー事業は、自然環境や野生動物への影響を最小限に進めることが重要と考えます。これらのことから、事業推進を検討中の貴社に対し、各分野において計画地周辺の状況を最も把握した人間をアドバイザーに据え、貴重種の生息や立地、影響等についてしっかり相談しながら進めていただくよう、切に願います。	ヒアリングにつきましては、既存文献の補完及び手法の選定に当たり助言を受ける目的として、地方公共団体及び県内における専門家を選定しました。今後の手続きにおいても、専門家の助言を踏まえつつ、計画地におけるイヌワシの生息状況を把握するための調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
14	この事業が推進されることによる地元社会への影響を、十分に顧慮していない計画であると考えられます。第一に、美しい山々の自然景観を持つ朝日町において、本事業のブレードがそびえたつことによって、その美観が破壊され、地域住民や観光客にとっての地元愛や魅力を損なうことになることがあります。第二に、本事業によって得られる電力の大半は、朝日町の住民が消費するものではなく、送電によって都市部で消費されるものとなります。経済産業省資源エネルギー庁のとなえる「電力の地産地消」の考え方に沿うものではありません。つまり地域社会にとっての真のメリットが大きい事業であると考えられます。この点についても、貴社において地元社会との十分な話し合いを経て、住民の十分な納得を得た上で進めていただくよう、切に願います。	今後の手続きにおいて、景観について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。また、地域住民への十分な説明を踏まえて計画を進めて参ります。
15	富山県内において、過去 18～27 つがい 77 羽生息していたと言われるイヌワシが現在 5 つがいまで激減していることを鑑み、再生可能エネルギーを含む、今後の新規事業については、絶滅の危険性が極めて高い状況にあるイヌワシの生息地を外し計画することを切に願います。このことは、それぞれ 5 つがい、4 つがいとなっている福井県、石川県においても同様の扱いをお願いする。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、計画地におけるイヌワシの生息状況を把握するための調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(6) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
16	平素より再生可能エネルギーの普及及び環境保全にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。当会は、国内希少野生動植物種に指定され、近い将来野生下での絶滅が危惧されるイヌワシと社会との共存をはかるため、調査研究および保全活動を行っています。 新潟県内における私たちの調査の結果、(仮称)あさひ風力発電事業（以下本事業）の計画地から約 18km 以内に 2 箇所、18km より遠方かつ 30km 以内に 3 箇所のイヌワシ繁殖地が確認されています。国内外からの報告によると、イヌワシ繁殖地から 18km に建設された風力発電施設への繁殖個体の衝突死が確認されています。また、なわばりを持たない放浪個体については、出生地から 30km 以内の風力発電施設との衝突死が数多く確認されています。 以上のデータをふまえると、本事業の稼働により、複数のイヌワシ繁殖地の存続がおびやかされる可能性が考えられます。また、次世代の繁殖を担う放浪個体の衝突死にともなって、イヌワシ個体群の絶滅リスクが増大する可能性が否定できません。 本事業の計画段階環境配慮書には、いわゆるゼロオプションが設定されていないことから、環境影響評価の次の段階へ進む場合には、下記の環境保全措置を実施していただきたく要望します。 1. イヌワシとの衝突を回避できる距離まで本事業地を遠ざけること。 2. もしくは、イヌワシとの衝突を防止できる構造の発電機に変更すること。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、計画地におけるイヌワシの生息状況を把握するための調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
17	P.292 表 4.4-1(1) 計画段階配慮事項として、騒音、風車の影において環境影響が懸念される可能性がある」と判断されている。このことから、関連要素である振動の影響を評価し、その結果を明記されることをご検討して下さい。	今後の手続きにおいて、騒音、振動及び風車の影について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(7) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
18	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（日本海環境サービス株式会社/北陸電力株式会社）及び委託先（日本海環境サービス株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、『事業者側に都合のよい意見だけを列挙する』ことが可能となる。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由（貴社側の作為が入るおそれがあること）から本意見書の内容については「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。	いただいたご意見については要約せずに全文を記載いたします。
19	■2. コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫をたくさん食べるので、人間にとっては益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告書(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設 10 サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6 羽)のおよそ 2 倍になる。 コウモリ類の出産は年 1～2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
20	■3. コウモリ類の保全措置について 2020 年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として検討して頂きたいが、事業者として検討は可能か。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020 年 8 月、船越公威）	風力発電機の機種選定の際には、いただいたご意見についても検討して参ります。

表 12.1-2(8) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
21	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	風力発電機の機種選定の際には、いただいたご意見についても検討して参ります。
22	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	風力発電機の機種選定の際には、いただいたご意見についても検討して参ります。
23	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	風力発電機の機種選定の際には、いただいたご意見についても検討して参ります。
24	■7. コウモリ類の調査について 方法書以降で現地調査により、コウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べると思うが、相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、調査の重点化を行うべきではないのか。	具体的な調査手法については、専門家の助言を踏まえつつ、方法書にてお示しいたします。調査手法を決定する際には、いただいたご意見についても検討して参ります。
25	■8. バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。	具体的な調査手法については、専門家の助言を踏まえつつ、方法書にてお示しいたします。調査手法を決定する際には、いただいたご意見についても検討して参ります。

表 12.1-2(9) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
26	■9. バットディテクターの機種について ・ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	具体的な調査手法については、専門家の助言を踏まえつつ、方法書にてお示しいたします。調査手法を決定する際には、いただいたご意見についても検討して参ります。
27	■10. コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用すべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣すべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	具体的な調査手法については、専門家の助言を踏まえつつ、方法書にてお示しいたします。調査手法を決定する際には、いただいたご意見についても検討して参ります。

表 12.1-2(10) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
28	■11. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避・低減」について、その定義は事業者によって異なり曖昧である。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすく、『主観的な予測』をする可能性が高い。よって「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を述べて頂きたい。	「環境アセスメント技術ガイド生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、平成 29 年）の記載によれば、以下のとおりです。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないこと。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。
29	■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置である。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
30	■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について3 ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が、2015 年に出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」（“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6）によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に分類されている。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(11) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
31	■14. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について、『ライトアップの不実施』以外に、『影響の低減措置』を実施する必要がある。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
32	■15. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風力発電機や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風力発電機は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、本事業の風力発電機は、樹林から 200m 以上離して設置して頂きたいが、配慮は可能か。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
33	■16. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	風力発電機の機種選定の際には、いただいたご意見についても検討して参ります。

表 12.1-2(12) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
34	■17. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
35	■18. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。なお、予測の不確実性の程度が大きい項目については環境保全措置を講ずる場合は、事後調査が必要と理解しております。

表 12.1-2(13) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
36	■19. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。なお、予測の不確実性の程度が大きい項目については環境保全措置を講ずる場合は、事後調査が必要と理解しております。
37	■20. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」実施して頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
38	■21. 「環境保全措置」の定義について 「環境保全措置」について、その定義及び実施基準が曖昧である。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。また、環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、住民らが知っている可能性は低い。よって「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べて頂きたい。	環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものと理解しております。

表 12.1-2(14) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
39	■22. 「事後調査」の定義について 環境アセスメントにおける「事後調査」について、その定義及び実施基準があいまいだ。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。また、環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、住民らが知っている可能性は低い。よって「事後調査」の定義及び実施基準を述べて頂きたい。	以下のいずれかに該当する場合において、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査と理解しております。 - 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
40	■23. 「事後調査」の定義について2 「事後調査」を「環境保全措置」と主張する事業者がいた。本事業者はそのような主張をすることはないと思うが、環境保全の観点から、念のために確認しておきたい。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らの見解を述べて頂きたい。	事後調査は追加的な環境保全措置の検討や実施をするためのものであり、環境保全措置そのものではないと理解しております。
41	■24. 環境保全措置の実施時期について 環境保全措置について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

表 12.1-2(15) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
42	■25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
43	■26. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自社の企業倫理及び法的根拠を必ず述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
44	■27. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。なお、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合は、事後調査が必要と理解しております。

表 12.1-2(16) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
45	■28 コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年頃からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえつつ、コウモリ類の生息状況について調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。なお、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合は、事後調査が必要と理解しております。

表 12.1-2(17) 配慮書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	当社の見解
46	当会は、1981 年の発足以来、わが国で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んでいます。当会の調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が 10%台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがい、これまでに 120 つがいにのぼること等が明らかとなっています。 富山県内に生息しているイヌワシは、現在 5 つがいのみです。当会では、配慮書に示された事業実施想定区域が、これら 5 つがいのうちの 1 つがいのイヌワシ（A ペア）の行動圏と重複していることを確認しています。衝突死をはじめとするイヌワシへの重大な影響が避けられないため、当地における風力発電事業の実施は不適切であると考えています。 1) 事業実施想定区域は、A ペアの重要なハンティング場所です。また、2008 年にイヌワシの衝突死が確認された釜石広域ウインドファーム（岩手県）では、衝突した風車と巣の距離は 18km でしたが、A ペアの営巣地はさらに近く、衝突死をはじめとする重大な影響が避けられないと予測されます。 2) すでにご承知のように、A ペアについては、1999 年から現在に至るまで、当会の富山地区委員らによる現地調査が継続実施されており、土地利用状況、繁殖状況等についての詳細情報を把握しています。これらは、当該事業のイヌワシへの影響を評価するに十分な資料であり、さらなる調査は不要です。加えて、方法書・準備書の手続きにおいて、複数の調査員を投入することは、イヌワシの生活に悪影響を及ぼすとともに、情報管理の徹底も困難であることから、イヌワシの保全上、極めて不適切です。 以上より、日本イヌワシ研究会は、貴社が計画している（仮称）あさひ風力発電事業について、方法書の手続きに進むことなく、配慮書の段階で中止することを強く求めます。	環境影響評価法に基づく調査、予測及び評価等を実施する予定であり、本地域の自然環境の保全に配慮した事業計画や予測評価結果を踏まえた環境保全措置等をお示したいと考えております。いただいたご意見を踏まえ、事業実施想定区域周辺におけるイヌワシに関する情報の収集に努めて参ります。

12.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

12.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

(1) 配慮書の第一種事業の内容

1) 第一種事業の名称

(仮称) あさひ風力発電事業

2) 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

風力（陸上）

3) 第一種事業により設置される発電所の出力

風力発電所出力 : 最大 30,000kW

風力発電機の単機出力 : 3,200～4,300kW 程度

風力発電機の基数 : 6～7 基程度

4) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

① 事業実施想定区域の概要

事業実施想定区域の位置 : 富山県下新川郡朝日町（図 12.2-1 参照）

事業実施想定区域の面積 : 約 330ha（既設道路拡幅検討範囲 : 約 13ha）

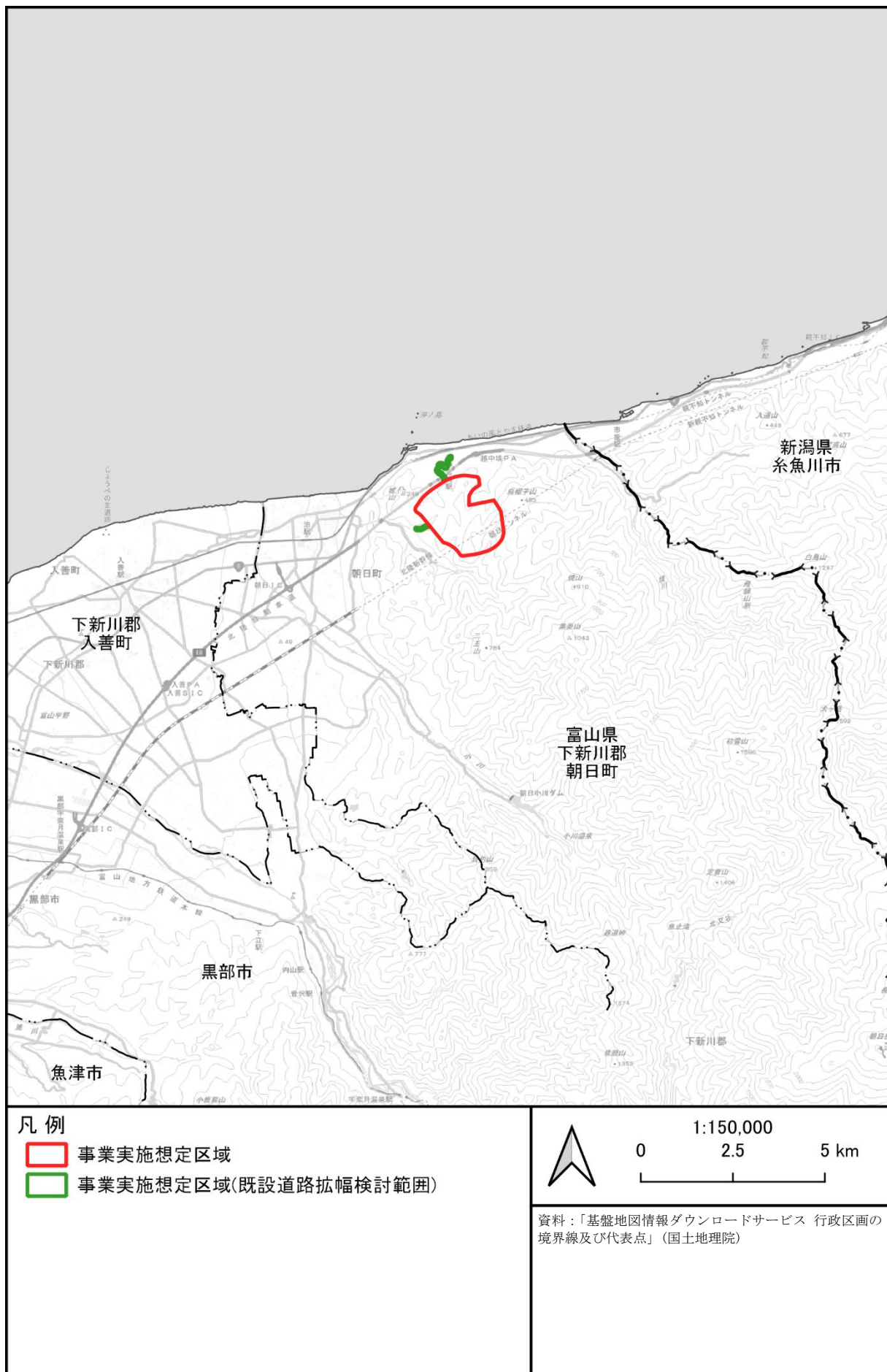


図 12.2-1(1) 事業実施想定区域 (広域)

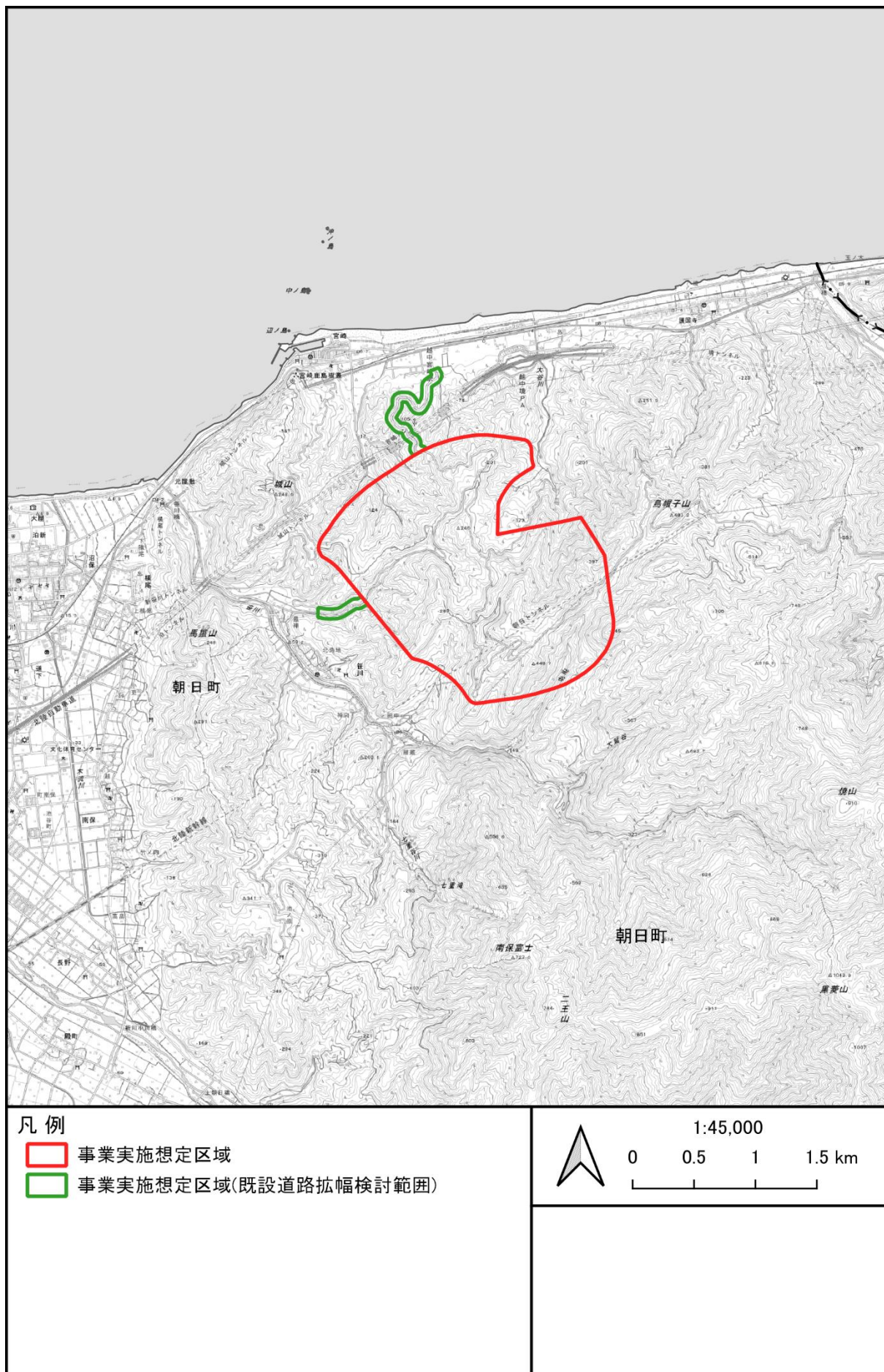


図 12.2-1(2) 事業実施想定区域

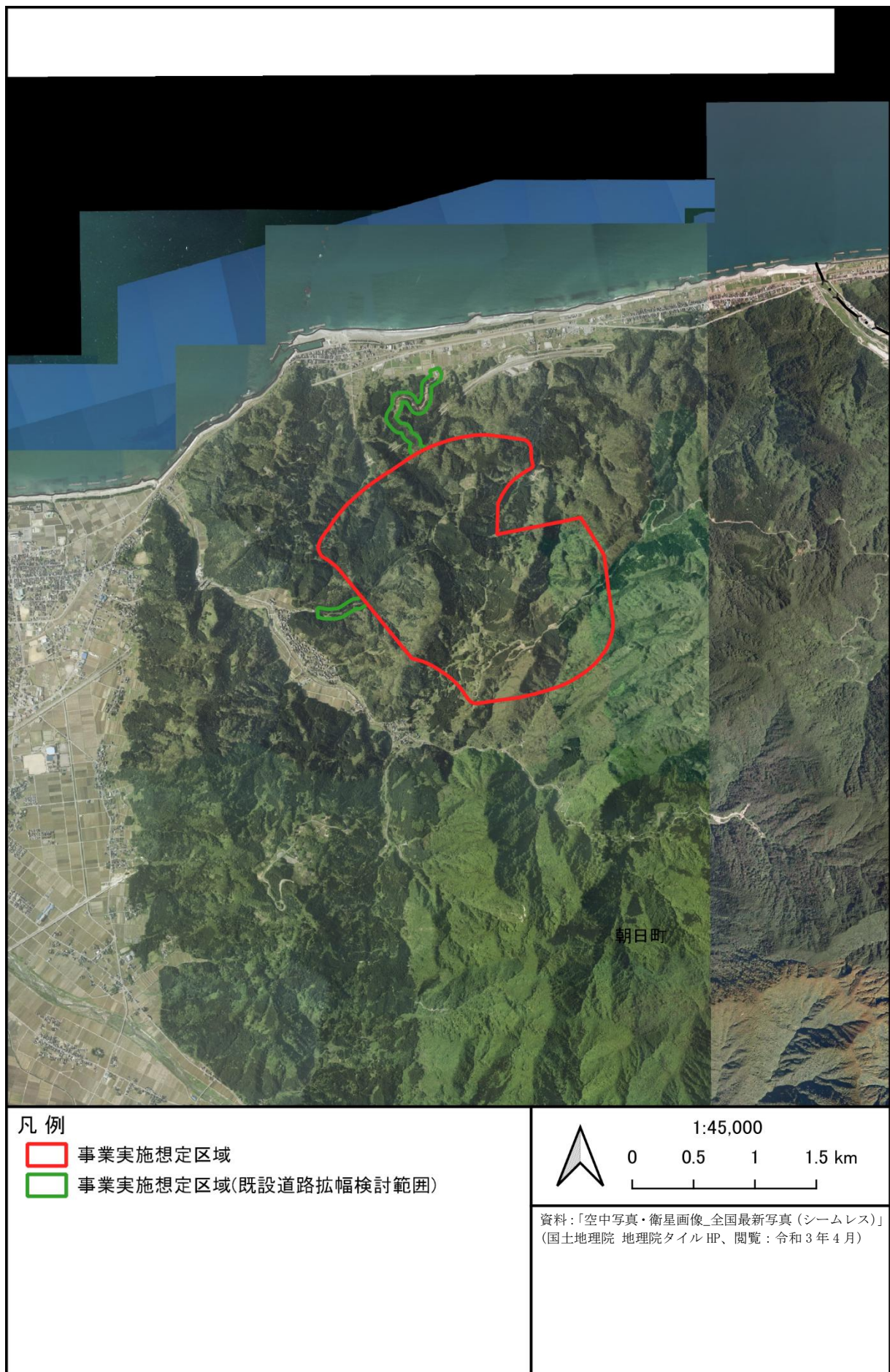


図 12.2-1(3) 事業実施想定区域（衛星写真）

(2) 事業実施想定区域の検討手法

1) 基本的な考え方

事業実施想定区域の検討フローは図 12.2-2 のとおりである。

事業実施想定区域の設定にあたっては、本計画段階における検討対象エリアを設定し、同エリア内において、各種条件により事業実施想定区域の絞り込みを行った。

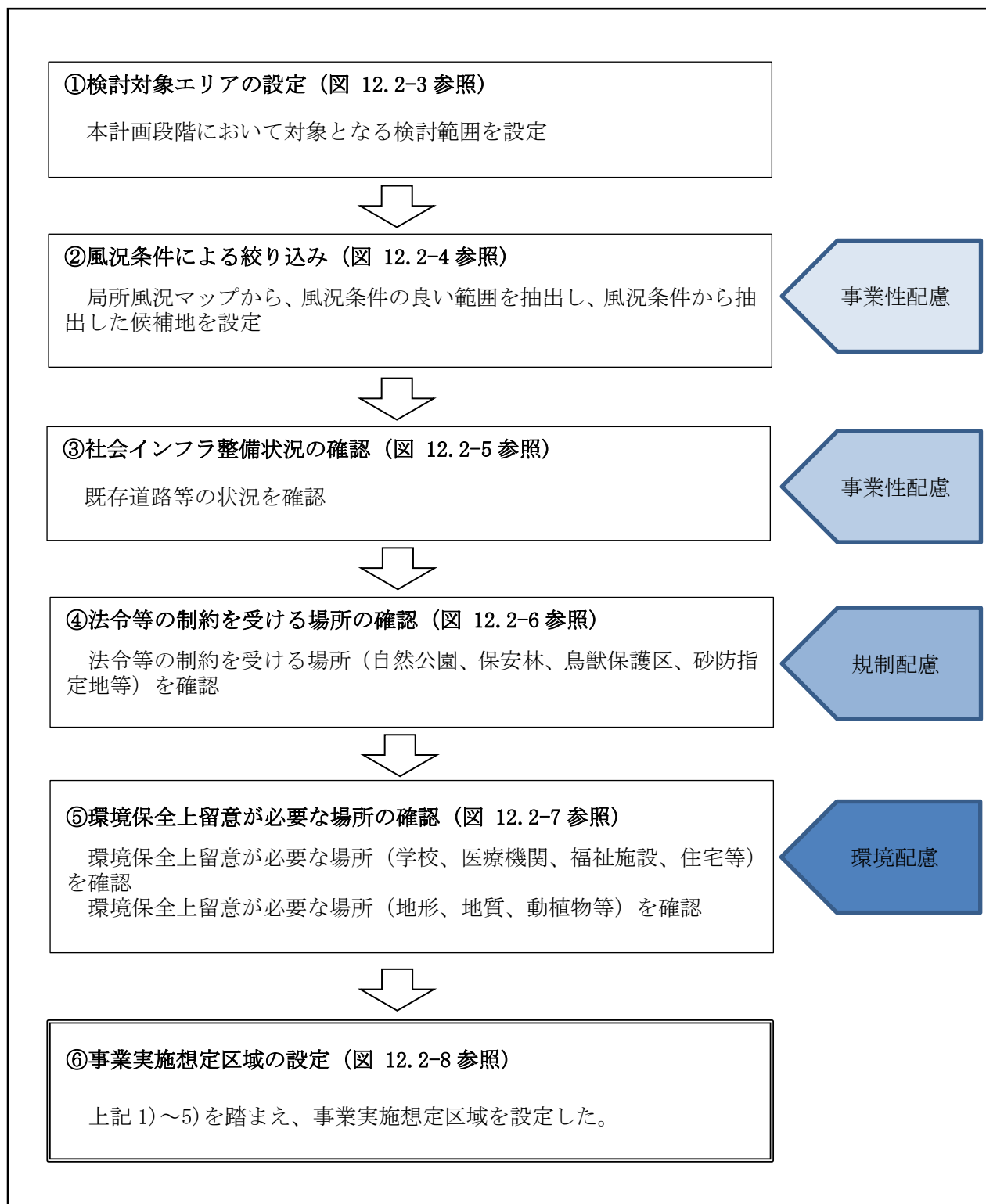


図 12.2-2 事業実施想定区域の検討フロー

(3) 事業実施想定区域の設定根拠

1) 検討対象エリアの設定

風況及び社会インフラ整備状況等の条件により検討対象エリア（図 12.2-3 参照）を設定した。

2) 風況条件による絞り込み

検討対象エリアにおける「局所風況マップ」（NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による風況は図 12.2-4 のとおりである。

検討対象エリア内には、好風況地点（地上高 30m における年平均風速が約 5m/s 以上※）が存在する。

3) 社会インフラ整備状況の確認

検討対象エリアにおける道路等の社会インフラの状況は図 12.2-5 のとおりである。

アクセス道路として一般国道 8 号及び林道の既存道路が利用可能である。これらの既存道路を利用することにより、道路の新設による改変面積を低減することが可能であることから、工所用資材及び風力発電機の搬入路としての使用を検討する。

4) 法令等の制約を受ける場所の確認

検討対象エリアにおける法令等の制約を受ける場所の分布状況は図 12.2-6 のとおりである。

検討対象エリア内には「富山県立自然公園条例」（昭和 46 年富山県条例第 4 号）に基づく「朝日県立自然公園」、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林が存在する。また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく「鳥獣保護区」、「富山県水源地域保全条例」（平成 25 年富山県条例第 12 号）に基づく「水源地域」、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域、「富山県土採取規制条例」（昭和 47 年富山県条例第 41 号）に基づく土採取規制区域が存在する。

5) 環境保全上留意が必要な場所の確認

検討対象エリアにおける環境保全上留意が必要な場所の分布状況は図 12.2-7 のとおりである。

検討対象エリアには学校、福祉施設、医療機関及び住宅等が分布する。また、重要な地形、重要な地質、自然林及び巨樹巨木が分布する。なお、図 12.2-7(1)においては、「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（環境省、令和 2 年 3 月）にて、陸上風力発電の導入ポテンシャルの推計を行っており、その推計条件の一つとして、居住地からの距離 500m 未満を除外しているため、参考として住宅等から 500m の範囲を示している。

※ 「風力発電導入ガイドブック（2008 年 2 月改定第 9 版）」（NEDO、平成 20 年）では、風力発電の事業化のためには年平均風速が 5～6m/s 以上（地上 30m）のサイトが望ましいとされている。

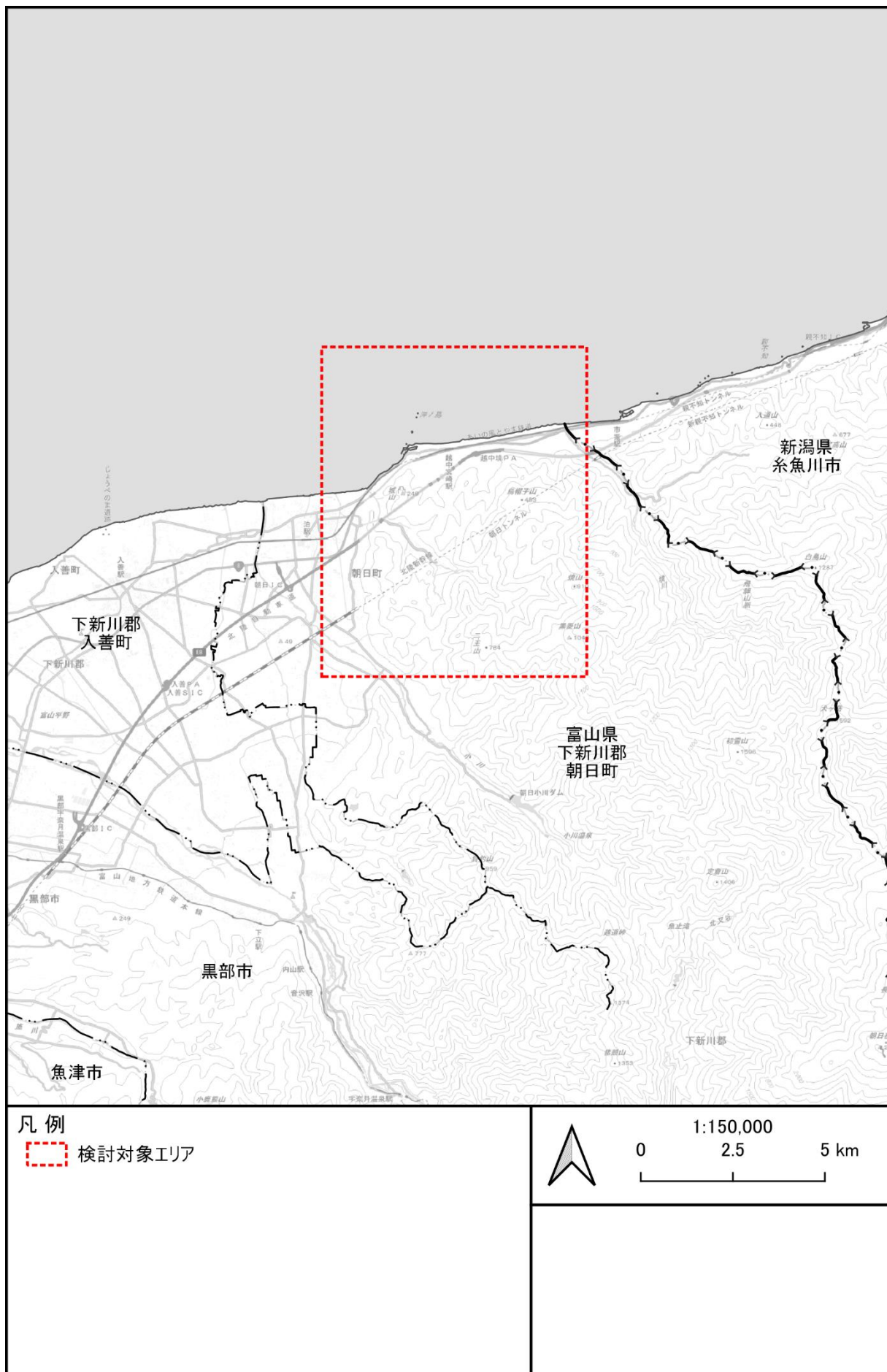


図 12.2-3 検討対象エリア

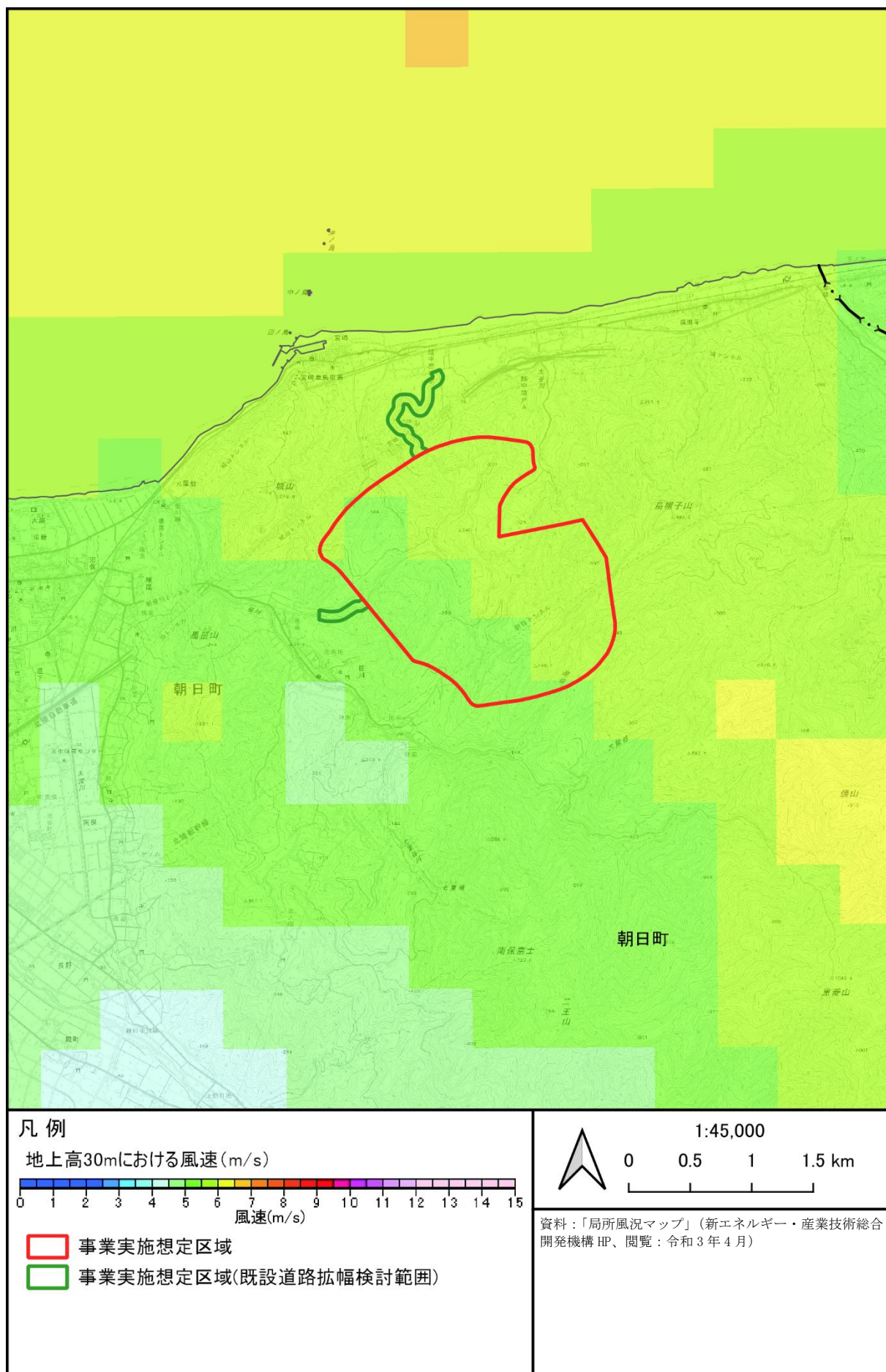


図 12.2-4 局所風況マップ (地上高 30m)

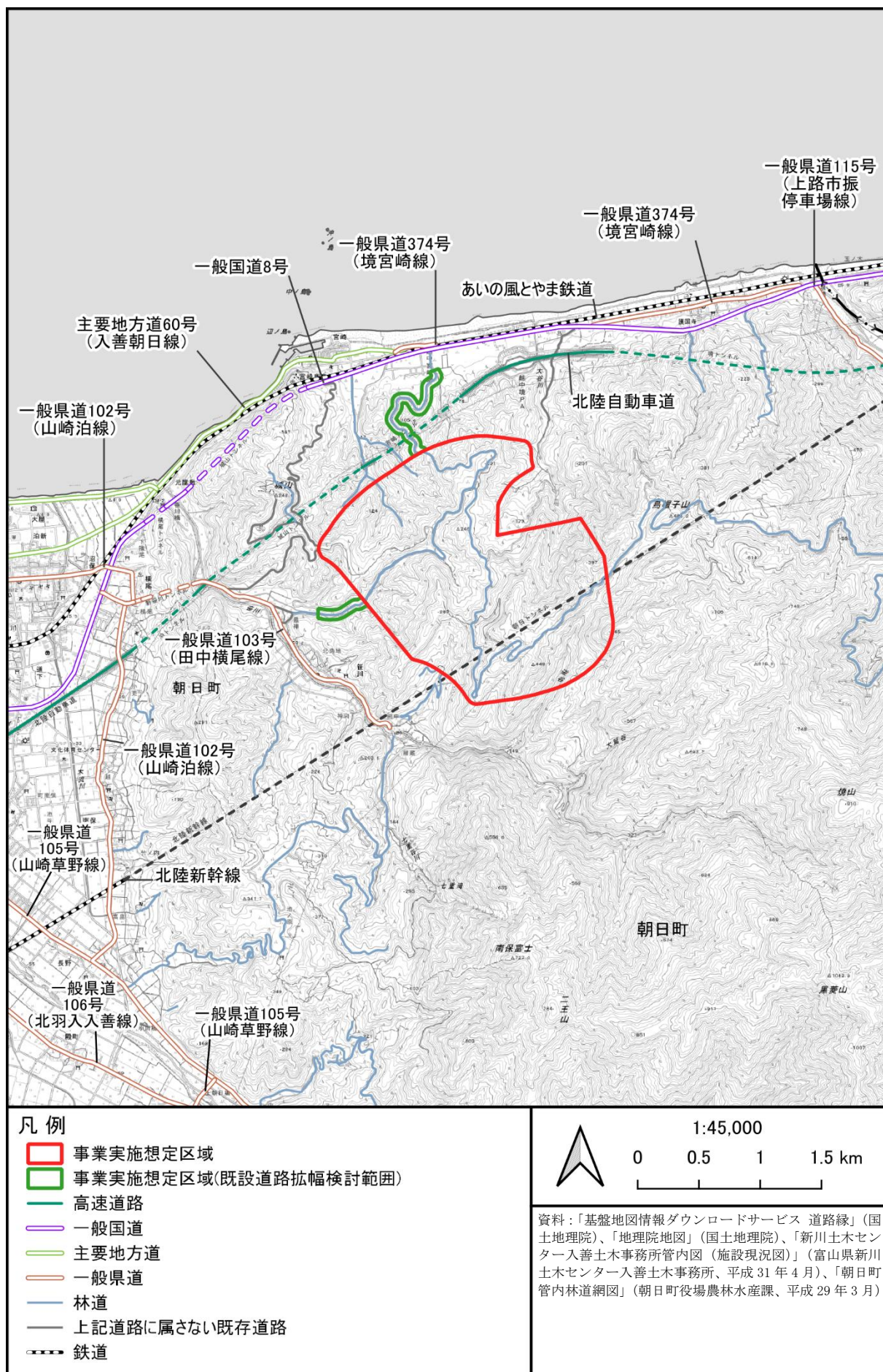


図 12.2-5 社会インフラ整備状況

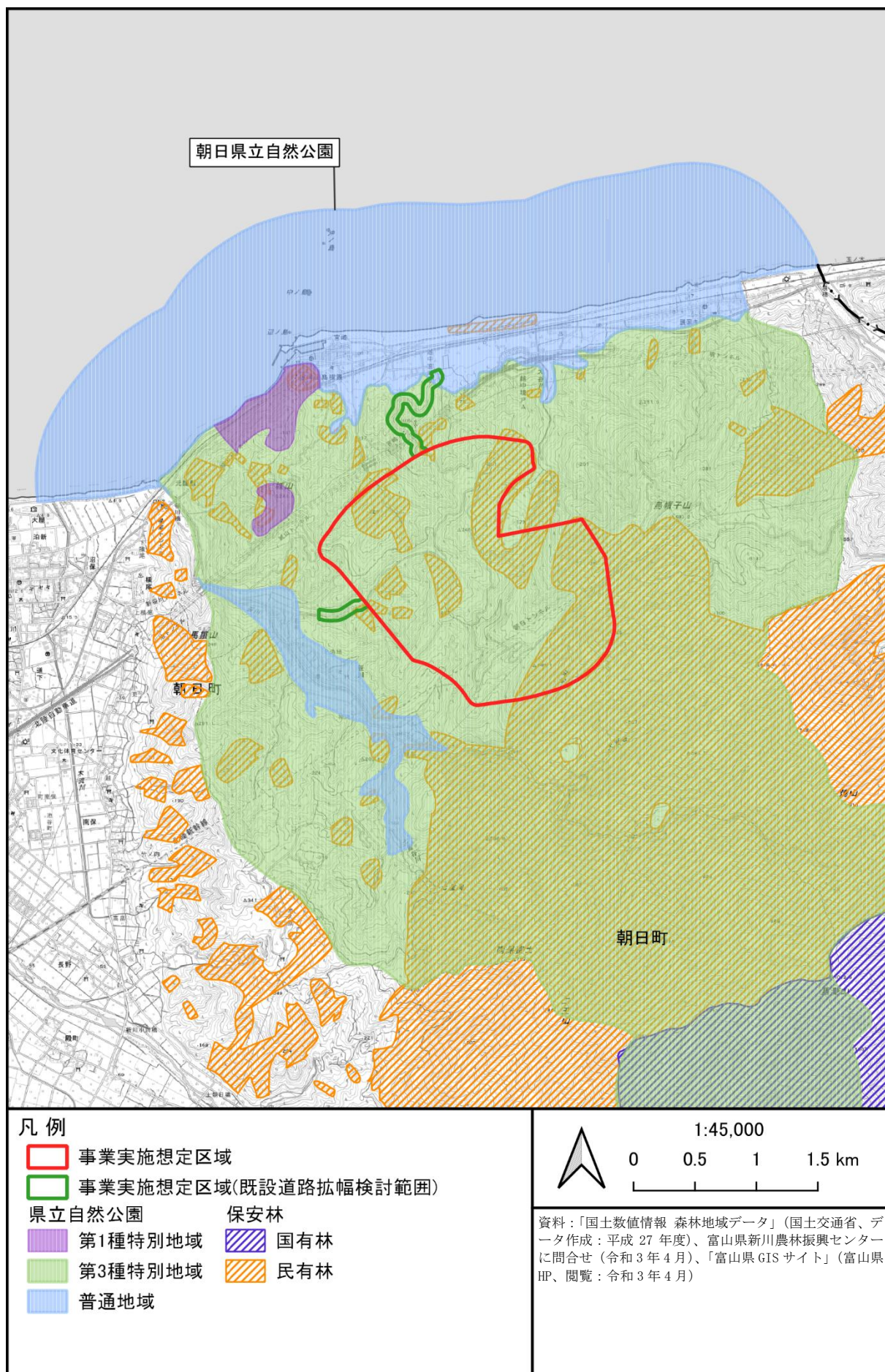


図 12.2-6(1) 法令等の制約を受ける場所の分布状況（保安林、自然公園）

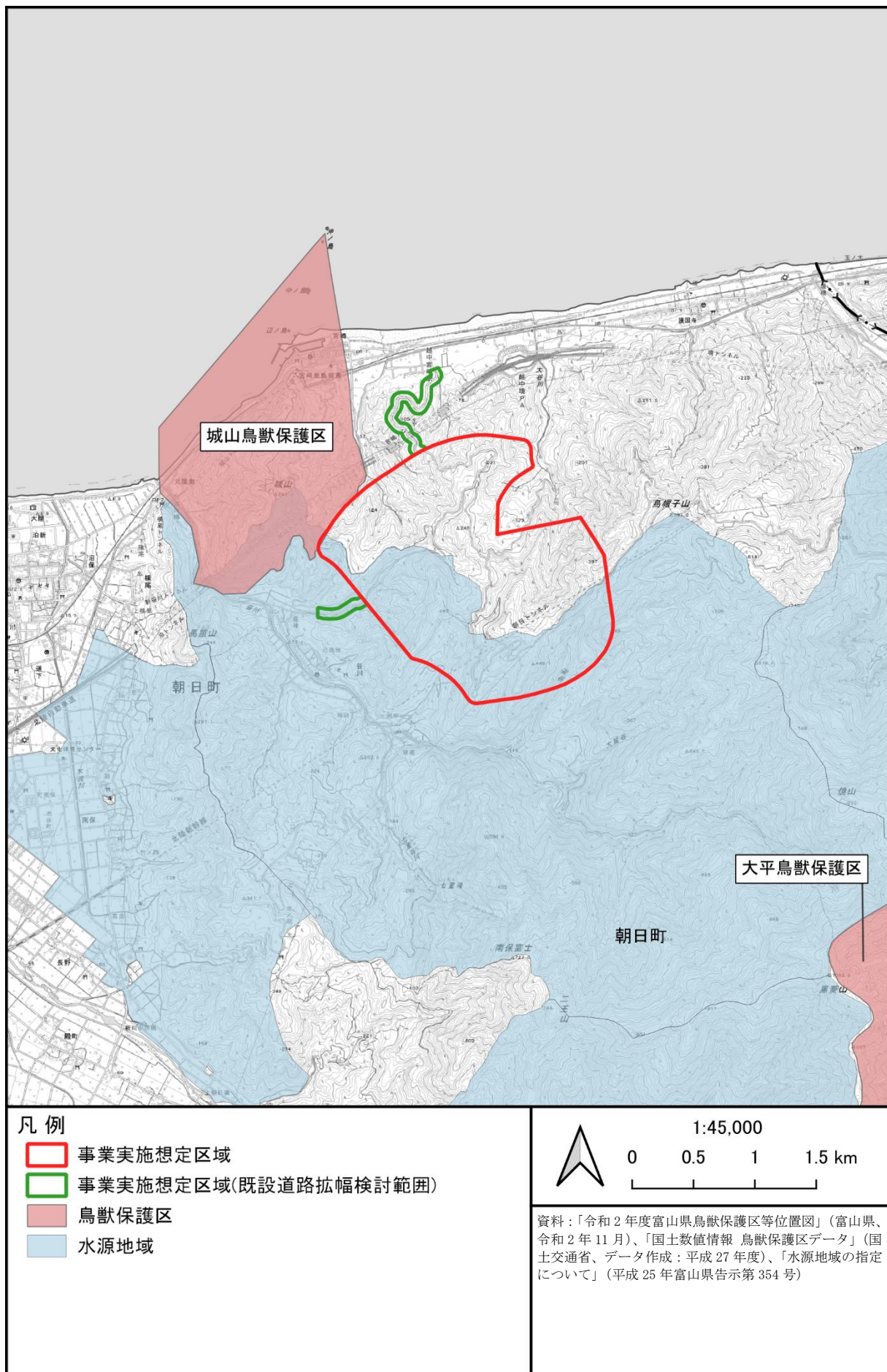


図 12.2-6(2) 法令等の制約を受ける場所の分布状況（鳥獣保護区、水源地域）

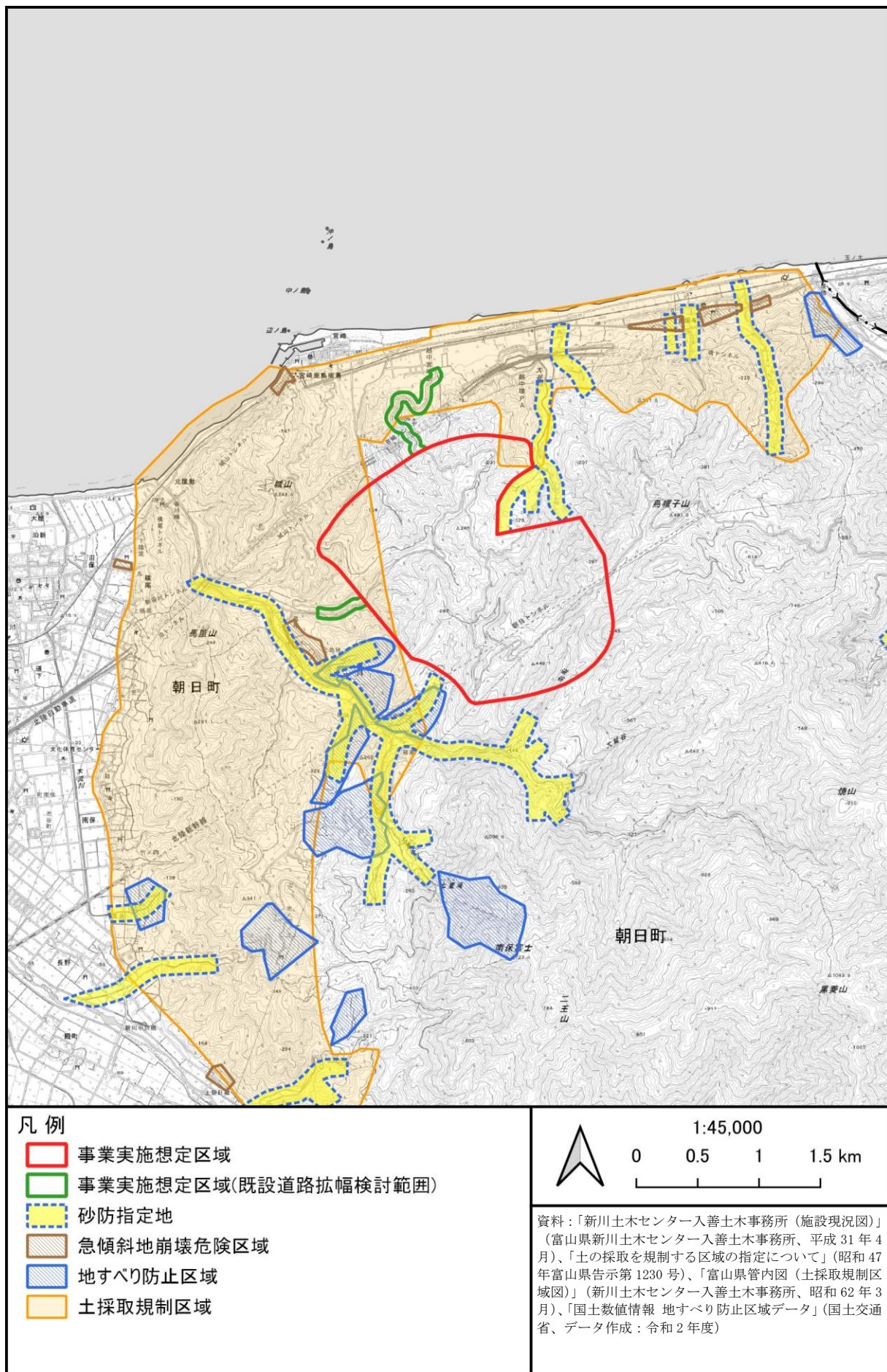


図 12.2-6(3) 法令等の制約を受ける場所の分布状況（砂防三法指定区域等）

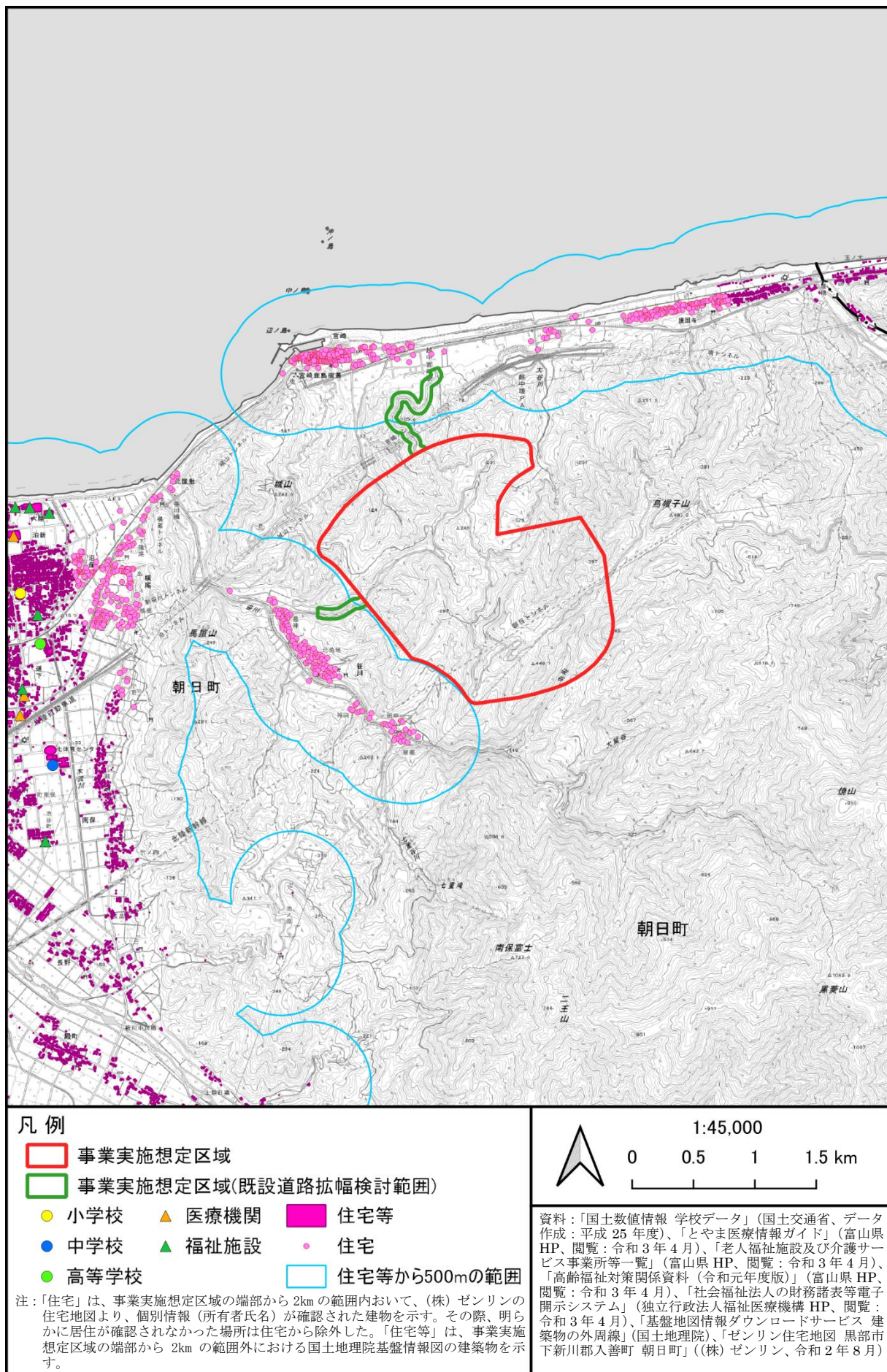


図 12.2-7(1) 環境保全上留意が必要な場所の分布状況(学校、医療機関、福祉施設、住宅等)

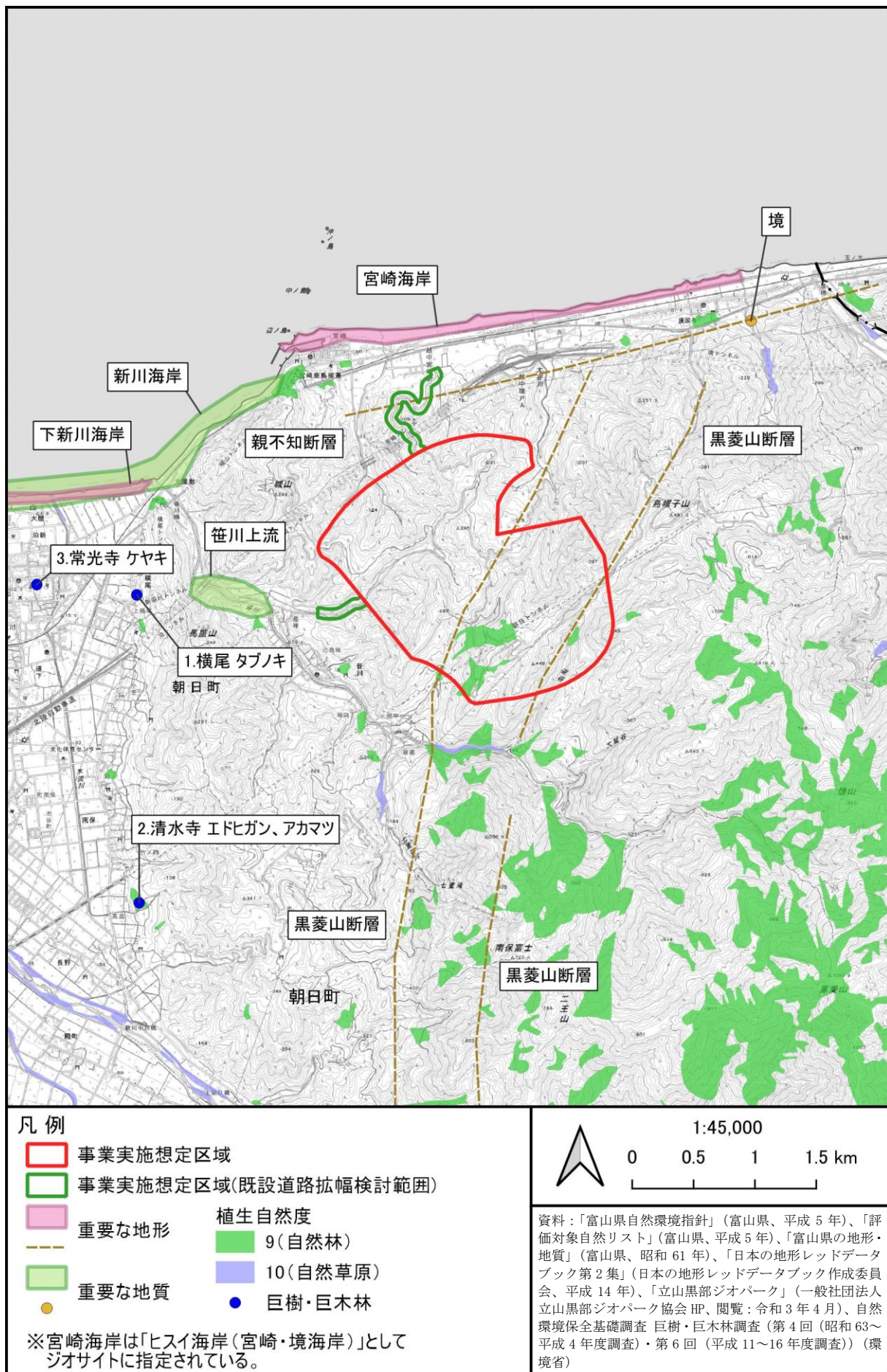


図 12.2-7(2) 環境保全上留意が必要な場所の分布状況(地形、地質、動植物等)

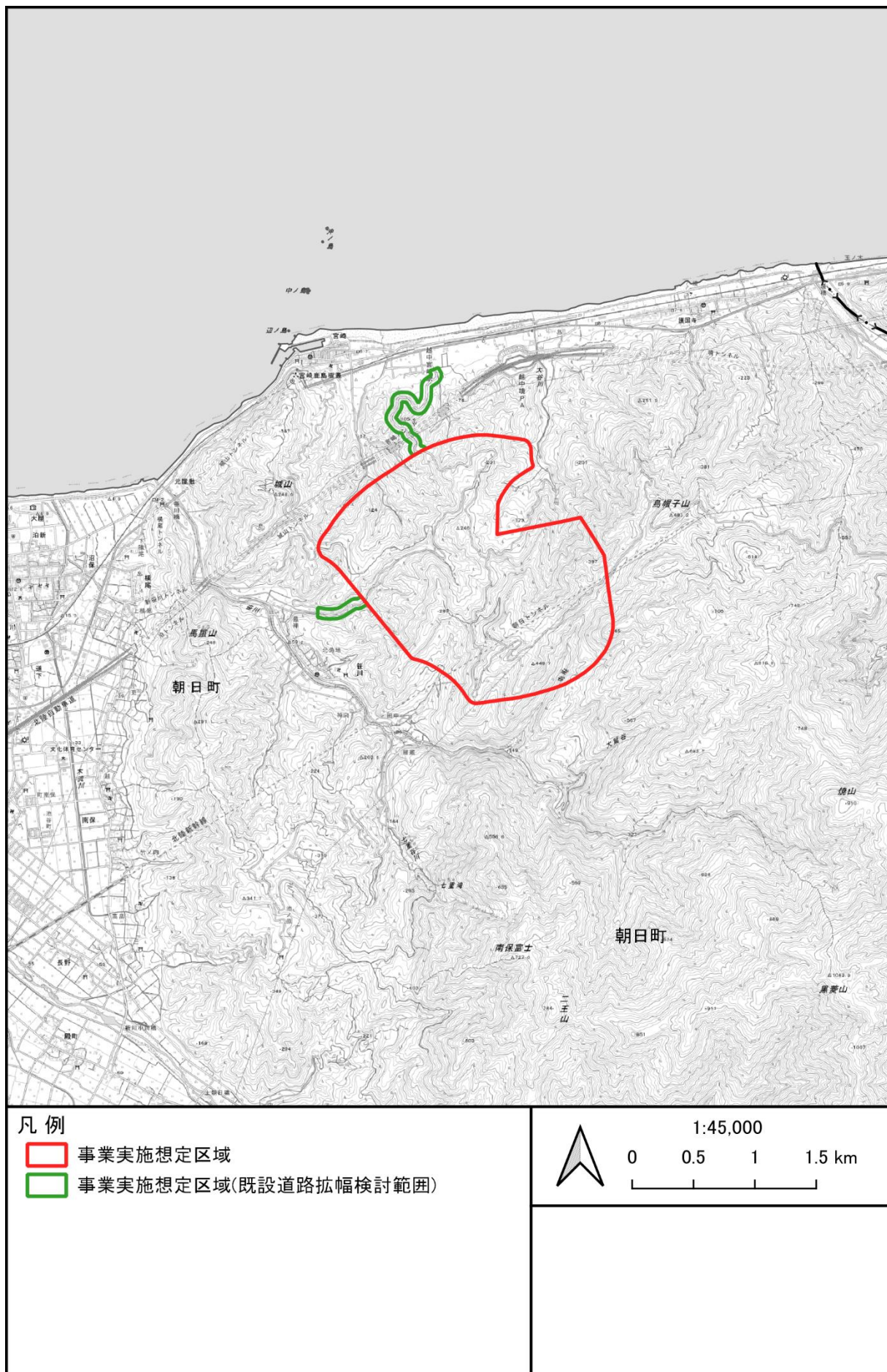


図 12.2-8 事業実施想定区域（最終案）

12.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯

(1) 計画段階配慮事項における検討結果

配慮書において検討した重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果は、表 12.2-1 に示すとおりである。

配慮書において、計画段階配慮事項として選定した騒音、風車の影、動物、植物、生態系、景観の項目に関しては、今後の事業計画において風力発電機の配置計画等について配慮を行うことにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価した。

今後方法書以降の手続き等において、より詳細な調査を実施し、風力発電機の配置等及び環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとした。

表 12.2-1(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
騒音	・事業実施想定区域の境界から 2.0km までの範囲に、学校、医療機関及び福祉施設は存在しない。住宅までの最短距離は約 0.5km であり、事業実施想定区域の境界から 2.0km の範囲に住宅が 611 戸存在している。 ・これらの住宅では、風力発電機の稼働によって、現在よりも騒音レベルが増加する可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・事業計画の検討にあたっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する。 ・周囲の住宅における騒音レベルを調査・予測して影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。なお、予測計算に際しては、地形による回折効果、空気吸収の減衰及び地表面の影響による減衰を考慮する。
風車の影	・事業実施想定区域の境界から 2.0km までの範囲に、学校、医療機関及び福祉施設は存在しない。住宅までの最短距離は約 0.5km であり、事業実施想定区域の境界から 2.0km の範囲に住宅が 611 戸存在している。 ・これらの住宅では、風力発電機の影によって影響を受ける可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・事業計画の検討にあたっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意し、風力発電機の配置及び機種を検討する。 ・風力発電機によって影になる範囲や時間を調査・予測して影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 12.2-1 (2) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
動物	・既存資料により確認された重要な種のうち生息環境が変化する可能性のある重要な種（哺乳類 12 種、鳥類 43 種、爬虫類 4 種、両生類 3 種、昆虫類 63 種、魚類 19 種、底生動物 1 種）と、注目すべき生息地のうち「重要な鳥類の生息分布」、「重要な鳥類の渡り経路」、「渡り鳥の集結地」、「センシティブティマップ 注意喚起メッシュ」、「集団繁殖地」は、それらの生息・利用状況や改変区域の重複状況等によっては影響を受ける可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・重要な種の生息状況や注目すべき生息地の利用状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。
植物	・既存資料により確認された重要な種のうち生育環境が変化する可能性のある重要な種（121 種）は、それらの生育・分布状況や改変区域の重複状況等によっては影響を受ける可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・重要な種の生育状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。
生態系	・既存資料により確認された重要な自然環境のまとまりの場のうち、「自然林」、「朝日県立自然公園」、「城山鳥獣保護区」、「保安林」については、それらの実際の分布状況や改変区域の重複状況等によっては影響を受ける可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することで、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・重要な自然環境のまとまりの場の状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。

表 12.2-1(3) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
景観	①景観資源及び主要な眺望点等への直接的な影響 ・景観資源及び主要な眺望点等は事業実施想定区域内に存在せず、直接改変は生じないことから、重大な影響はないと評価する。 ②主要な眺望点等からの風力発電機の視認可能性 ・「ヒスイテラス」や「なないろ KAN」、「三峯グリーンランド」等の 8 地点において、風力発電機が視認される可能性が高い。 ③主要な眺望点等からの眺望景観への影響 ・「ヒスイテラス」や「城山公園」等からの眺望景観において、風力発電機は介在しないが、「眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周辺の景観とは調和しえない。」程度に視認される可能性がある。 ・今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す環境配慮を検討することにより、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高いと評価する。	・主要な眺望点の利用状況や眺望景観の見え方等を把握し、フォトモンタージュの作成等適切な予測を行ったうえで風力発電機の配置検討や必要に応じて環境融和塗色等の環境保全措置を検討する。

(2) 配慮書提出後の事業計画の検討の経緯

1) 方法書以降の手続き等において留意する事項への対応方針

配慮書において記載した、方法書以降の手続き等において留意する事項（以下「留意事項」という。）への対応方針は、表 12.2-2 に示すとおりである。

表 12.2-2(1) 留意事項への対応方針

環境要素	留意事項	方法書以降における対応方針
騒音	・事業計画の検討にあたっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する。 ・周囲の住宅における騒音レベルを調査・予測して影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。なお、予測計算に際しては、地形による回折効果、空気吸収の減衰及び地表面の影響による減衰を考慮する。	・風力発電機の設置予定範囲を示し、現時点で可能な離隔を検討した。 ・対象事業実施区域の周囲において、低周波音（超低周波音も含む）を含めた現地調査地点として5地点を設定した。 ・準備書以降の調査、予測及び評価の結果により発電機の配置及び機種を検討する。
風車の影	・事業計画の検討にあたっては、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意し、風力発電機の配置及び機種を検討する。 ・風力発電機によって影になる範囲や時間を調査・予測して影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。	・風力発電機の設置予定範囲を示し、現時点で可能な離隔を検討した。 ・準備書以降の調査、予測及び評価の結果により発電機の配置及び機種を検討する。
動物	・重要な種の生息状況や注目すべき生息地の利用状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。	・対象事業実施区域及びその周囲に生息する動物相及び渡り鳥を把握するとともに、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測できるよう現地調査地点を設定した。 ・専門家の助言を踏まえつつ、準備書以降の調査、予測及び評価結果により必要に応じて風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。 ・コウモリ類については、捕獲などの調査によるコウモリ相の把握に加え、自動録音調査を実施する。 ・猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠して生息状況の調査を実施する。 ・風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、可能な限り改変面積を低減する。

表 12.2-2(2) 留意事項への対応方針

環境要素	留意事項	方法書以降における対応方針
植物	重要な種の生育状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。	- 対象事業実施区域及びその周囲に生育する植物相を把握するとともに、重要な種及び注目すべき生育地への影響の程度を適切に予測できるよう現地調査地点を設定した。 - 専門家の助言を踏まえつつ、準備書以降の調査、予測及び評価結果により必要に応じて風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。 - 風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、可能な限り改変面積を低減する。
生態系	重要な自然環境のまとまりの場の状況を十分把握し、予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。	- 対象事業実施区域及びその周辺における自然草原・自然林の分布状況等を把握し、生態系への影響の程度を適切に予測できるよう現地調査地点を設定した。 - 専門家の助言を踏まえつつ、準備書以降の調査、予測及び評価結果により必要に応じて風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。 - 自然植生や保安林といった自然環境のまとまりの場を多く残存するよう、風力発電機の配置計画や改変区域等を検討し、可能な限り改変面積を低減する。
景観	主要な眺望点の利用状況や眺望景観の見え方等を把握し、フォトモンタージュの作成等適切な予測を行ったうえで風力発電機の配置検討や必要に応じて環境融和塗色等の環境保全措置を検討する。	- 対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点及び集落を景観の調査地点として11地点設定した。 - 主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法、3Dモデル）によって、主要な眺望景観への影響について予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。 - 主要な眺望点の主眺望方向や主眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討する。 - 風力発電機の塗装色は、今後の設計において検討する。

2) 対象事業実施区域(方法書段階)の設定

配慮書段階では、事業計画の熟度が低く、風力発電機の位置情報は示していなかったが、方法書では設置予定範囲を示した。

また、対象事業実施区域(方法書段階)は、事業実施想定区域(配慮書段階)の一部を変更した。

風力発電機等の大型資材の輸送経路として、一般国道 8 号から一般県道 103 号(田中横尾線)及び林道を利用する計画であることから、既存道路の拡幅の可能性を考慮したほか、事業実施想定区域の西側の一部及び南東側は改変する可能性はないため対象事業実施区域から削除した。また、土捨て場の候補地確保の観点から東側を拡張した。

対象事業実施区域(方法書段階)と事業実施想定区域(配慮書段階)との比較を表 12.2-3 及び図 12.2-9 に示す。

表 12.2-3 対象事業実施区域(方法書段階)と事業実施想定区域(配慮書段階)の比較

配慮書	方法書
・ 事業実施想定区域 富山県下新川郡朝日町 ・ 事業実施想定区域の面積 事業実施想定区域全体：約 343ha 事業実施想定区域：約 330ha 事業実施想定区域 (既設道路拡幅検討範囲)：約 13ha ・ 設置される発電所の出力 最大 30,000kW (単機出力 3,200kW～4,300kW 程度) ・ 風力発電機の基数 6～7 基程度	・ 対象事業実施区域 富山県下新川郡朝日町 ・ 対象事業実施区域の面積 対象事業実施区域全体：約 306ha 対象事業実施区域：約 296ha 対象事業実施区域 (既設道路拡幅検討範囲)：約 10ha 風力発電機の設置予定範囲：約 137ha ・ 設置される発電所の出力 最大 30,000kW (単機出力 3,200kW～4,300kW 程度) ・ 風力発電機の基数 6～7 基程度

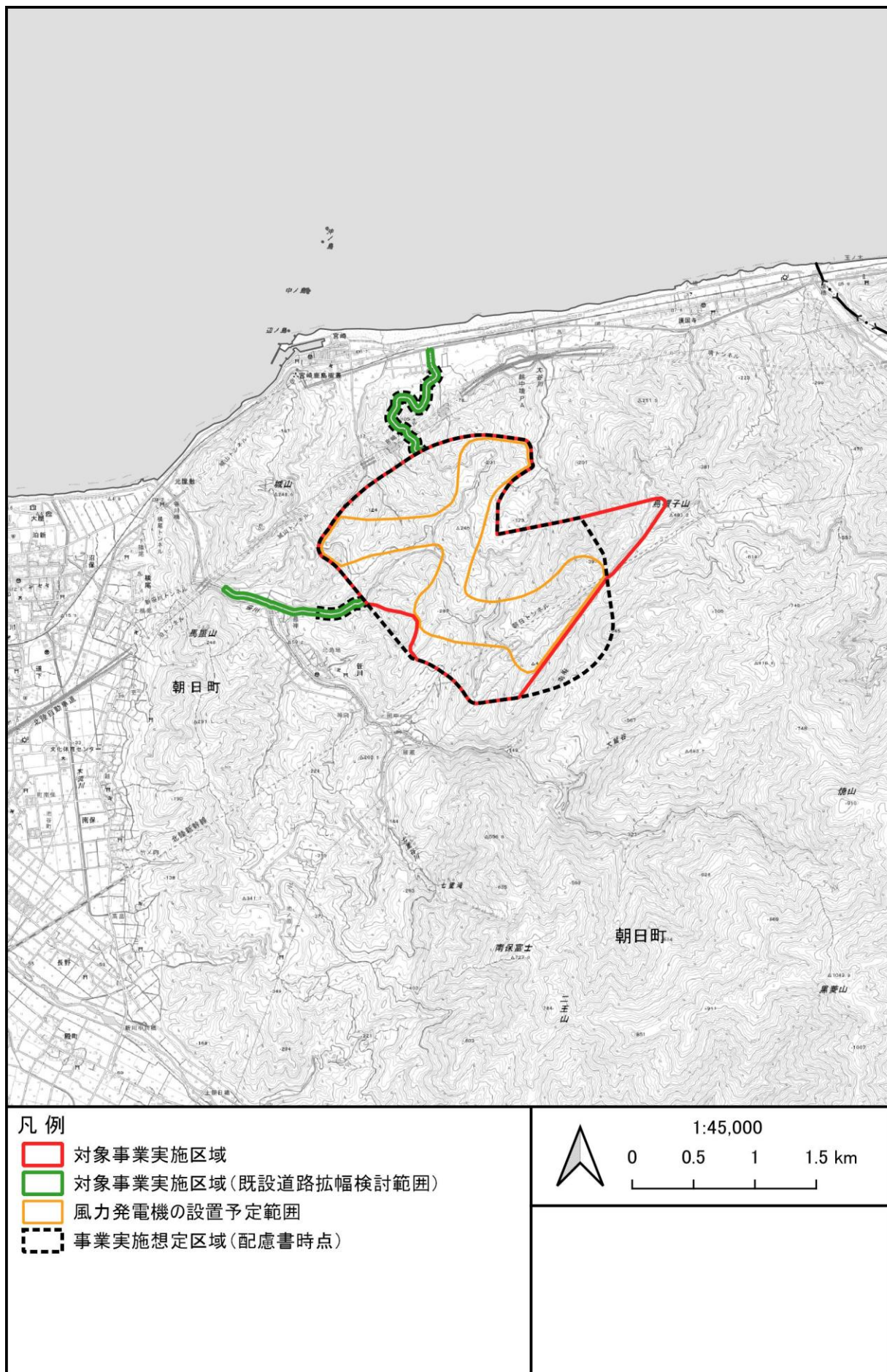


図 12.2-9 事業実施想定区域（配慮書段階）と対象事業実施区域(方法書段階)との比較

(白紙のページ)